

平成22年度 第4回たつの市都市計画審議会の要旨

- ・開催日時 平成23年2月15日（火）午後2時から
- ・開催場所 本庁 301会議室
- ・出席者 委員16名（代理出席2名含む）※欠席者3名
市職員10名
- ・傍聴者 4名
- ・審議事項
第1号議案 中播都市計画地区計画（土師・南山地区）の変更（案）について（たつの市決定）
 - 事務局からの説明事項
都市計画法に基づく縦覧の結果
 - ・縦覧期間 平成23年1月12日から平成23年1月25日まで
 - ・縦覧者 4名
 - ・意見書の提出 なし
 - 審議について
賛成過半数で原案のとおり可決

【審議内容】

事務局	<p>（第1号議案について説明）</p> <p>土師・南山地区は、山陽自動車道龍野西インターチェンジに隣接するという交通利便性のもと、播磨科学公園都市の玄関口に相応しい先端技術産業の誘致や職住近接のための住宅用地の供給を図るため、平成5年度に市街化区域に編入を行い土地区画整理事業が実施されました。</p> <p>特に、都市計画道路龍野相生線沿いである「沿道業務地区」及び「業務地区」については、播磨科学公園都市を補完する先端技術産業をはじめ流通業務施設や地場産業・既成産業の育成をコンセプトとした工業施設の誘致が進められ、平成13年に周辺のサービス機能の役割を担う商業施設の立地が許容され、職住近接の流通業務拠点が形成されています。</p> <p>そうした中、平成15年の播磨自動車道の供用開始による播磨科学公園都市へのアクセスの向上、平成18年の県道たつの相生線の国道2号への接続により当地区の交通利便性が格段に向上したことにより、平成21年に策定した“たつの市都市計画マスタープラン”において流通業務施設や多様な工場の集積・誘導を図る地区として位置づけました。</p> <p>また、平成19年には、テクノを抱える市町において、テクノを核とした企業立地の促進を図ることを目的に、“企業立地促進法（略称）に基づく地域産業活性化計画（基本計画）（以下、地域産業活性化計画と言います）”が国の同意のもと策定され、本市が立地誘導を目指し、支援する工場の業種を決定しました。</p>
-----	--

	<p>更に、一昨年のリーマンショック以降、運送業、製造業を取り巻く環境は厳しく、将来の土地利用が不透明な状況が続いていることから、一昨年の9月に土師地区の地権者の方と土地利用について意見交換会を行いました</p> <p>以上の経緯を踏まえ、策定当時の地区計画のコンセプトを維持しつつ、周辺の住環境に阻害しない範囲で立地可能な建築物、産業の活性化と雇用の促進を図るため、当地区で建築できる工場の業種を拡大するため、地区計画を変更することとしました。</p> <p>現在、工場の業種は日本標準産業分類の小分類で建築規制されており、近年、企業は一箇所の工場に複数の製造品集約する傾向が強くなり、その中に地区計画で認められていない小分類の製品が含まれている場合には、工場自身が建築できないケースがあります。そこで、多様な製品の製造が可能となるよう、地域産業活性化計画の集積業種が、産業分類の中分類に記載されていることから、小分類の建築規制から中分類に拡大することとしました。しかしながら、拡大業種であっても、原動機・原材料の内容により、用途地域の規制で建築できない場合があります。</p> <p>地区計画の変更は、地元意思を十分踏まえる必要があることから、昨年の7月、9月に地権者の意見交換会を経て、周辺住民の方への説明会を昨年の11月に開催し、今回の変更案に十分な意見を反映し、本日の諮問となっています。</p> <p>委員 計画について何ら意見はありませんが、この変更案は、議会に諮られる条例改正案がついてまわるため、その前に審議会に諮られると、議会選出の都市計画審議会委員にとっては事前審議にあたってしまう。だから、この場で賛成だとか反対というのは差し控えたいと思う。</p> <p>つまり、意見がないということは、計画に対しては賛成ということですが、この場で賛成しているから条例まで賛成していると思われると困ることが言いたいので、その辺りのことは事務局も分かってもらえると思う。</p> <p>会長 今回の地区計画の変更で条例改正があるんですね。</p> <p>事務局 変更案を運用するためには条例改正が必要で、2月下旬には議会に上程する予定です。</p> <p>会長 委員の条例改正に伴う意見については、事務局も理解していると思います。他に質疑、意見等はございませんか。</p> <p>質疑、意見ともないようですので、採決に入りたいと思います。第1号議案につきまして、承認される方は挙手願います。</p>
--	---

(挙手の人数を確認)

挙手が過半数を超えておりますので、第1号議案については、この案のとおり承認されましたので、答申いたします。議案書4ページの(案)を削除してください。

以上で、本日の審議事項は終了しました。第1号議案については、この案のとおり、答申いたします。